

福井県報

号外第32号
平成26年
5月2日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(五三・交通規制課)……………

目次

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第53号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。
平成26年5月2日

福井県公安委員会
委員長 三浦 将司

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」あわら警察署の表中

25 市道	山十楽第48号1番地先から 柿原第47号100番地の1先まで	終日	大型自動車、特定 中型自動車および 大型特殊自動車
-------	-----------------------------------	----	---------------------------------

25 市道	山十楽第49号5番地先から 柿原第47号125番地先まで	終日	大型自動車、特定 中型自動車および 大型特殊自動車
-------	---------------------------------	----	---------------------------------

49 県道(芦原温泉 停車場中川線)	春宮1丁目3番18号先から 自由ヶ丘1丁目1番2号先まで	終日	歩行者および自 転車
49 県道(芦原温泉 停車場中川線)	春宮1丁目3番18号先から 菅野第70号1番地先まで	終日	歩行者および自 転車

52 市道	自由ヶ丘1丁目1番2号先から 自由ヶ丘1丁目2番14号先まで	終日	歩行者および自 転車
-------	-----------------------------------	----	---------------

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」福井警察署の表中

改め、同表に次のように加える。

1 市道	順化1丁目1番19号 先交差点	市道を東進して福井市役所方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 市道を西進して順化1丁目方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を南進して市道へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を北進して市道へ右折する場合	午前7時から午後8時まで	車両
------	--------------------	--	--------------	----

を

1 市道	順化1丁目1番20号先交差点	市道を東進して福井市役所方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 市道を西進して順化1丁目方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を南進して市道へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を北進して市道へ右折する場合	午前7時から午後8時まで	車両
------	----------------	--	--------------	----

に

改める。

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」あわら警察署の表中

81 県道(牛ノ谷停車場線) 農道	熊坂第125号25番地先から 二面2字94番先まで		約 8,500	50
----------------------	------------------------------	--	---------	----

を

81 広域農道(ツル一ツライオン) 市道	青ノ木第41号17番地1先から 二面第1号10番地先まで		約 5,200	50
-------------------------	---------------------------------	--	---------	----

に

改め、同表に次のように加える。

108 県道(金津インク ター線) 県道(牛ノ谷停車場線) 広域農道(ツル一ツライオン)	熊坂第129号26番地1先から 青ノ木第39号11番地4先まで	約 3,400	50
---	------------------------------------	---------	----

別表第22「横断歩道設置場所」福井警察署の表中

712 市道	松本3丁目10番1号先(松本北)	交差点	1
712	削除		

を

に

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」あわら警察署の表に次のように加える。

280 広域農道(ツル一ツライオン)	滝第60号1番地先(滝白山神社)	交差点	1
--------------------	------------------	-----	---

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」福井警察署の表に次のように加える。

134 県道(福井丸岡線)	高木町第23号3番地1先 (高木2丁目)	南側および北側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること	車両
135 市道	高木2丁目1401番地先 (高木2丁目西)	南東側および北西側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること	車両

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」大野警察署の表に次のように加える。

26 一般国道476号	明倫町8番12号先 (三番六間)	東側および西側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること	車両
27 一般国道476号	明倫町3番37号先 (結ステーション前)	東側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること	車両

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 福井警察署の表に次のように加える。

134 県道(福井丸岡線)	高木町第23号3番地1先 高木2丁目交差点から	南方約30メートル	2	終日
		ルまでの北進車線		
135 市道	高木2丁目1401番地先 高木2丁目西交差点から	北方約30メートル	2	終日
		ルまでの南進車線		
		南東方約30メートル		
		トルまでの北西進車線		
		北西方約30メートル		
		トルまでの南東進車線		

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 大野警察署の表に次のように加える。

26 一般国道476号	明倫町8番12号先 三番六間交差点から	東方約30メートル	2	終日
		ルまでの西進車線		
		西方約30メートル		
		ルまでの東進車線		
27 一般国道476号	明倫町3番37号先 結ステーショソ前交差点から	東方約30メートル	2	終日
		ルまでの西進車線		

